

参考資料

1 統計表

(1) 農家数・主副業別農家数

単位：戸、%

区分			農家数			販売農家のうち主副業別農家数			
			計	自給的 農家	販売農家	主業農家		準主業 農家	副業的 農家
65歳未満 農業専従 者がいる									
実 数	上越市	平成 22 年	8,188	2,641	5,547	612	383	1,857	3,078
		〃 27 年	6,757	2,523	4,234	476	314	1,166	2,592
		増減率	27/22 年	▲17.5	▲4.5	▲23.7	▲22.2	▲18.0	▲37.2
	新潟県	平成 22 年	92,287	25,686	66,601	11,001	8,071	23,364	32,236
		〃 27 年	78,479	24,046	54,433	8,703	6,366	16,374	29,356
		増減率	27/22 年	▲17.6	▲6.4	▲18.3	▲20.9	▲21.1	▲29.9
構 成 比	上越市	平成 22 年	100.0	32.3	67.7	11.0	6.9	33.5	55.5
		〃 27 年	100.0	37.3	62.7	11.2	7.4	27.6	61.2
	新潟県	〃 22 年	100.0	27.8	72.2	16.5	12.1	35.1	48.4
		〃 27 年	100.0	30.6	69.4	16.0	11.7	30.1	53.9

出典 農林業センサス

(2) 農業経営組織別経営体数

単位：経営体、%

区分			計	単一経営 経営体	複合経営 経営体
実 数	上越市	平成 22 年	5,389	5,173	216
		〃 27 年	4,191	4,049	142
		増減率	27/22 年	▲22.2	▲21.7
	新潟県	平成 22 年	64,875	58,410	6,465
		〃 27 年	53,497	48,425	5,072
		増減率	27/22 年	▲17.5	▲17.1
構 成 比	上越市	平成 22 年	100.0	96.0	4.0
		〃 27 年	100.0	96.6	3.4
	新潟県	〃 22 年	100.0	90.0	10.0
		〃 27 年	100.0	90.5	9.5

※ 複合経営経営体は準単一複合経営体を含む

出典 農林業センサス

(3)－1 経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体、%

区分			計	0.5ha 未満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0
実 数	上越市	平成 22 年	5,774	827	1,664	1,792	585	367
		〃 27 年	4,467	658	1,169	1,284	449	328
	増減率	27/22 年	▲22.6	▲20.4	▲29.7	▲28.3	▲23.2	▲10.6
	新潟県	平成 22 年	68,245	8,790	17,339	19,800	9,579	7,445
		〃 27 年	56,139	7,050	13,097	15,373	7,927	6,720
		増減率	27/22 年	▲17.7	▲19.8	▲24.5	▲22.4	▲17.2
構 成 比	上越市	平成 22 年	100.0	14.3	28.8	31.0	10.1	6.4
		〃 27 年	100.0	14.7	26.2	28.8	10.1	7.3
	新潟県	〃 22 年	100.0	12.9	25.4	29.1	14.0	10.9
		〃 27 年	100.0	12.6	23.3	27.4	14.1	12.0

区分			5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 ～ 50.0	50.0 ～ 100.0	100.0 ha 以上
実 数	上越市	平成 22 年	282	148	63	31	12	3
		〃 27 年	291	147	74	46	15	6
	増減率	27/22 年	3.2	▲0.7	17.5	48.4	25.0	100.0
	新潟県	平成 22 年	3,850	960	235	178	61	8
		〃 27 年	4,098	1,225	328	222	82	17
		増減率	27/22 年	6.4	27.6	39.6	24.7	34.4
構 成 比	上越市	平成 22 年	4.9	2.6	1.1	0.5	0.2	0.1
		〃 27 年	6.5	3.3	1.7	1.0	0.3	0.1
	新潟県	〃 22 年	5.6	1.4	0.3	0.3	0.1	0.0
		〃 27 年	7.3	2.2	0.6	0.4	0.1	0.0

出典 農林業センサス

(3)－2 経営耕地面積規模別面積

単位：ha

区分			計	0.5ha 未満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0
実 数	上越市	平成 22 年	14,714	301	1,191	2,508	1,408	1,416
		〃 27 年	14,466	230	840	1,794	1,088	1,258
	増減率	27/22 年	▲1.7	▲23.6	▲29.5	▲28.5	▲22.7	▲11.2
	新潟県	平成 22 年	150,767	3,153	12,489	28,220	23,164	28,255
		〃 27 年	146,162	2,479	9,400	21,934	19,226	25,622
		増減率	27/22 年	▲3.1	▲21.4	▲24.7	▲22.3	▲17.0
構 成 比	上越市	平成 22 年	100.0	2.0	8.1	17.1	9.6	9.6
		〃 27 年	100.0	1.6	5.8	12.4	7.5	8.7
	新潟県	〃 22 年	100.0	2.1	8.3	18.7	15.4	18.6
		〃 27 年	100.0	1.7	6.4	15.0	13.2	17.6

区分			5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 ～ 50.0	50.0 ～ 100.0	100.0 ha 以上
実 数	上越市	平成 22 年	1,913	2,036	1,529	1,115	805	491
		〃 27 年	1,979	2,005	1,790	1,690	1,028	764
	増減率	27/22 年	3.5	▲1.5	17.1	51.6	27.7	55.6
	新潟県	平成 22 年	25,423	12,773	5,662	6,680	3,847	1,102
		〃 27 年	27,365	16,409	7,903	8,484	5,253	2,087
		増減率	27/22 年	7.6	28.5	39.6	27.0	36.5
構 成 比	上越市	平成 22 年	13.0	13.8	10.4	7.6	5.5	3.3
		〃 27 年	13.6	13.9	12.4	11.7	7.1	5.3
	新潟県	〃 22 年	16.9	8.5	3.8	4.4	2.5	0.7
		〃 27 年	18.7	11.2	5.4	5.8	3.6	1.4

出典 農林業センサス

(4) 農産物販売金額規模別経営体数

単位：戸、%

区分			計	100万円未満	100～300	300～500	500～1,000	1,000万円以上
実数	上越市	平成22年	5,774	3,512	1,510	288	200	264
		〃 27年	4,467	2,694	1,057	260	198	258
	増減率	27/22年	▲22.6	▲23.3	▲30.0	▲9.7	▲1.0	▲2.3
	新潟県	平成22年	68,245	31,668	22,738	5,949	4,394	3,496
		〃 27年	56,139	26,717	17,272	4,953	4,009	3,188
		増減率	27/22年	▲17.7	▲15.6	▲24.0	▲16.7	▲8.8
構成比	上越市	平成22年	100.0	60.7	26.2	5.0	3.5	4.6
		〃 27年	100.0	60.3	23.7	5.8	4.4	5.8
	新潟県	〃 22年	100.0	46.5	33.3	8.7	6.4	5.1
		〃 27年	100.0	47.6	30.8	8.8	7.1	5.7

出典 農林業センサス

(5) 農業就業人口（販売農家）

単位：人、%

区分			計	15～29歳	30～59	60～64	65歳以上
実数	上越市	平成22年	6,844	181	945	915	4,803
		〃 27年	5,304	191	597	718	3,798
	増減率	27/22年	▲22.5	5.5	▲36.8	▲21.5	▲20.9
	新潟県	平成22年	98,988	4,594	17,254	12,169	64,971
		〃 27年	79,369	3,633	11,932	11,257	52,547
		増減率	27/22年	▲19.8	▲20.9	▲30.8	▲7.5
構成比	上越市	平成22年	100.0	2.6	13.8	13.4	70.2
		〃 27年	100.0	3.6	11.3	13.5	71.6
	新潟県	〃 22年	100.0	4.6	17.4	12.3	65.7
		〃 27年	100.0	4.6	15.0	14.2	66.2

出典 農林業センサス

(6) 基幹的農業従事者数（販売農家）

単位：人、%

区分		計	15～29歳	30～59	60～64	65歳以上	
実数	上越市	平成22年	5,488	43	710	784	3,951
		〃 27年	4,430	44	450	592	3,344
	増減率	27/22年	▲19.3	2.3	▲36.6	▲24.5	▲15.4
	新潟県	平成22年	74,827	793	13,580	10,298	50,156
		〃 27年	63,317	622	9,137	9,214	44,344
		増減率	27/22年	▲15.4	▲21.6	▲32.7	▲10.5
構成比	上越市	平成22年	100.0	0.8	12.9	14.3	72.0
		〃 27年	100.0	1.0	10.2	13.4	75.4
	新潟県	〃 22年	100.0	1.1	18.1	13.8	67.0
		〃 27年	100.0	1.0	14.1	14.6	70.0

出典 農林業センサス

(7) 耕作放棄地面積

単位：ha

区分		計	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家	
実数	上越市	平成22年	1,209	453	209	547
		〃 27年	1,234	427	199	608
	増減率	27/22年	2.1	▲5.7	▲4.8	11.2
	新潟県	平成22年	9,452	3,823	1,744	3,885
		〃 27年	10,562	4,144	1,710	4,708
		増減率	27/22年	11.7	8.4	▲1.9
構成比	上越市	平成22年	100.0	37.5	17.3	45.2
		〃 27年	100.0	34.6	16.1	49.3
	新潟県	〃 22年	100.0	40.4	18.5	41.1
		〃 27年	100.0	39.2	16.2	44.6

出典 農林業センサス

(8) 認定農業者数

単位：経営体

区 分	上越市		新潟県		全国	
	認定農業者		認定農業者		認定農業者	
		法人		法人		法人
平成 23 年度	990	138	13,456	777	237,522	15,736
〃 24 年度	973	139	13,328	800	233,386	16,679
〃 25 年度	1,004	145	12,746	833	231,101	17,840
〃 26 年度	1,099	150	13,306	862	238,443	19,105
〃 27 年度	1,188	151	14,726	874	247,029	19,631
〃 28 年度	1,167	154	14,931	938	242,304	22,182
〃 29 年度	1,182	163	14,899	986	240,665	23,648
〃 30 年度	1,150	165	14,546	1028	239,043	24,965
令和元年度	1,080	176	未公表	未公表	未公表	未公表

出典 上越市、農林水産省（認定農業者等の認定状況）

(9) 認定農業者の年齢構成

単位：経営体、%

区 分	～ 29 歳	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 ～ 69	70 ～ 74	75 ～
個人経営	3	8	22	26	51	58	71	139	218	192	89
構成比	0.3	0.9	2.5	3.0	5.8	6.6	8.1	15.8	24.9	21.9	10.1

※ 令和 2 年 3 月末現在（ただし、共同経営を除く。）

出典 上越市

(10) 耕地面積・水稲作付面積等

単位：ha

区 分	田	畑	水稲作付	10a 当たり 収量 (kg)	収穫量 (t)	特別 栽培米
平成 23 年	16,700	1,100	11,300	532	60,200	3,136
〃 24 年	16,600	1,080	11,500	537	61,800	3,178
〃 25 年	16,600	1,090	11,600	531	61,400	2,712
〃 26 年	16,500	1,090	11,600	524	60,800	2,558
〃 27 年	16,400	1,090	11,200	533	59,500	2,392
〃 28 年	16,300	1,080	11,100	543	60,300	2,485
〃 29 年	16,200	1,060	11,100	519	57,500	2,380
〃 30 年	16,000	1,060	11,700	518	60,400	2,142
令和 元年	15,800	1,040	12,000	507	60,600	1,896

※ 特別栽培米とは有機栽培と 5 割低減以上栽培を足した面積

出典 農林水産統計年報 上越市

2 条例

上越市食料・農業・農村基本条例

平成12年3月24日

条例第1号

改正 平成15年9月30日条例第37号

平成21年3月27日条例第12号

平成26年9月30日条例第63号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針（第7条・第8条）

第2節 食料に関する施策（第9条—第11条）

第3節 農業に関する施策（第12条—第17条）

第4節 農村に関する施策（第18条—第21条）

第5節 農業に関する団体への支援（第22条）

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会（第23条—第26条）

附則

農業は、私たちのいのちとくらしの原点であり、農村は、人と自然が豊かな触れ合いを保ちながら共生することができるかけがえのない場である。

私たちのまち上越市は、北と南の植生が交わり、ほとんどの作物が生育可能な広大な農地を有している。しかし、その農地が有効に活用されておらず、私たちが消費する食料の多くは他の地域に依存し、さらには、本来、自然の循環機能をいかした環境にやさしい産業である農業において、稲わら、家畜糞尿、食物残さなどの有機物資源が十分に活用されていない。

人口、食料、そして環境問題が地球的規模で課題となっているこんにち、私たちは、いま一度、地域の農業を見つめ直し、農業を魅力あるものとして、将来の世代に継承していかなければならない。

今こそ私たちは、有機栽培を中心とした環境にやさしい循環型の、持続的に発展する農業を確立し、地域内での自給を基本とした安全な食料の安定的な供給の下、都市機能と農村の持つ自然環境が調和する「みどりの生活快適都市」にふさわしいまち、いわば農都市

の形成を図ることを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、並びに市、農業者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、食料、農業及び農村に関する基本的な施策等を定めることにより、豊かで住みよい、環境の保全に配慮し持続的に発展する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(食料、農業及び農村のあり方についての基本理念)

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎となるものであることにかんがみ、地域内での自給を基本とし、全国的な食料自給率の向上及び不測の事態への対応にも貢献することを目標に、安全な食料を安定的に供給することにより、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保されるとともに、地球環境保全（上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第2条第2項に規定する地球環境保全をいう。）に配慮した農業の自然循環機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「法」という。）第4条に規定する自然循環機能をいう。以下同じ。）が維持増進され、かつ、持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、市の将来都市像とするみどりの生活快適都市にふさわしいものとなるよう、農村の持つ多面的機能（法第3条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）を活用した生産、生活及び定住の場として調和のとれた空間とならなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び県と連携するとともに、国及び県に対して施策の提言を積極的に行うように努めるものとする。

(農業者等の責務)

第4条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の安定的な供給及び農村におけるまちづくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に積極的に取り組むように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、農都市の形成を目指すまちの住民であることを認識し、日常生活において地域で生産された食料を中心として消費するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、農都市の形成を目指すまちにおいて事業活動を行っていることを認識し、食料を使用するときは、地域で生産された食料を中心として使用するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的な施策

第1節 施策の基本方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、食料、農業及び農村に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全な食料を安定的に供給すること。
- (2) 地域で生産された食料による健康的な食生活の推進を図ること。
- (3) 農地、農業用水その他の農業資源を確保し、及び整備すること。
- (4) 農業の担い手を育成し、及び確保すること。
- (5) 農業の自然循環機能を維持増進すること。
- (6) 契約栽培の推進等により生産者と消費者の連携を図ること。
- (7) 農村における計画的な土地利用の促進及び農村の住環境の整備を図ること。
- (8) 都市と農村との交流を促進すること。
- (9) 農村における国際交流及び農業による国際協力の推進を図ること。
- (10) 森林及び水産資源の保全に関する施策との連携を図ること。
- (11) 隣接する地方公共団体等と連携し、一体的な産地の形成及び地域間の交流を図ること。

(基本計画)

第8条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- (2) 食料自給率の目標
 - (3) 農地の有効利用に関する目標
 - (4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 3 基本計画は、施策の効果を評価できるように定めるものとする。
 - 4 第2項第2号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、市内における農産物の自給率をおおむね7割以上とするとともに、市内の農業生産及び食料消費に関する指針となるように、可能な限り品目別の目標値を定めるものとする。
 - 5 第2項第3号に掲げる農地の有効利用に関する目標は、まちづくりの観点からの計画的かつ効率的な土地利用の促進に資することを旨とし、前項に規定する食料自給率の目標が達成できるように、農地の確保、積極的な水田の活用等についての目標値を定めるものとする。
 - 6 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ上越市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
 - 7 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 8 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化並びに施策の評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。
 - 9 第6項及び第7項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

第2節 食料に関する施策

(食料の安全性の確保等)

第9条 市は、市民が安心して消費できるように食料の安全性の確保及び品質の改善を図るため、品質に関する認証制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、農業者及び農業に関する団体が遺伝子組換えその他の先端技術を利用する際には、食料の安全性が確保され、及び環境に及ぼす影響等について配慮されるように必要な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、事業者が遺伝子組換えその他の先端技術が利用された食料を使用し、及び取り扱う際には、市民の健康に及ぼす影響等について配慮され、及び消費者の合理的な選択が行われるように必要な施策を講ずるものとする。

(流通の活発化)

第10条 市は、食料自給率の向上及び食料の安定的な供給を図るため、朝市の活性化、契約栽培の推進その他流通の活発化に必要な施策を講ずるものとする。

(食品産業の健全な発展)

第11条 市は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業と農業、流通、試験研究機関等との連携に必要な施策を講ずるものとする。

第3節 農業に関する施策

(自然循環機能の維持増進等)

第12条 市は、循環型で持続的に発展する農業を確立するため、有機栽培農法の推進、輪作体系の確立、環境の保全に貢献する作物の栽培の推進その他農業の自然循環機能の維持増進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全の重要性にかんがみ、農業による環境への負荷（上越市環境基本条例第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。）の低減を図るため、農薬の使用縮減の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第13条 市は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）その他農業経営に意欲のある農業者が農業の中心的役割を担うような農業構造を確立するため、誇りを持って農業に従事し、かつ、安定した収入が確保できるように必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、社会の変化に対応できる多様な農業の担い手の育成及び確保を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市が参画し、又は関与する農業の経営体の設置及びその活動の推進
- (2) 農業経営の法人化の推進
- (3) 家族農業経営の活性化及び集落を基礎とした農業経営の推進
- (4) 新たに就農しようとする者への支援
- (5) 都市住民が農業を体験し、及び農業に参加する取組の推進
- (6) 農村における女性の地位の向上を基本とした女性の農業経営への参画の推進
- (7) 高齢者が生きがいを持って農業に携わることができる環境整備の推進

(農地の確保等)

第14条 市は、市内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、計画的かつ効率的な土地の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、作業効率及び地力が高く、汎用利用が可能な優良農地の確保を図るため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、市街地にある農地が防災及び環境の保全に果たす役割の重要性にかんがみ、その保全その他必要な施策を講ずるものとする。

(生産の振興及び調整)

第15条 市は、食料の安定的な供給に必要な農業生産の確保及び振興を図るため、高速交通施設、港湾施設等を活用した産地化の推進及び農業に関する団体と連携した全国的な調整による適地適産の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、食料自給率の向上を図るため、大豆栽培等による積極的な水田の活用及び地域内調整の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究及び技術開発の推進)

第16条 市は、関係機関等との連携を強化し、地域の特性をいかした農業並びに食品の加工及び流通に関する研究及び技術開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(農業経営の安定)

第17条 市は、農産物の価格の著しい変動等が認定農業者、新たに就農しようとする者等の農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、産地化の推進を図るべき作物の栽培、新たな農業技術の導入等による収量、価格等の不安定さが農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

第4節 農村に関する施策

(農村の総合的な振興)

第18条 市は、市内の秩序ある土地の利用並びに良好な景観の保全及び創造に配慮しつつ、農業集落排水及び並木道の整備等地域の特性に応じた農村における快適な生活環境の整備その他農村の総合的な振興に必要な施策を講ずるものとする。

(良好な定住の場の形成)

第19条 市は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第3条第1項の規定により定めた基本方針にのっとり、農村における良好な定住の場の形成を図るため、人と自然が共生できる優良な住宅の建設の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(良好な交流の場の形成)

第20条 市は、都市住民及び次代を担う子どもと農村との交流の機会を増進するとともに、市民が農業及び農村に対する理解と関心を深め、自然を守り、はぐくんでいく基盤の整備を図るため、山里自然公園、市民農園等の整備の推進その他必要な施策を講ずる

ものとする。

(中山間地域等への支援)

第21条 市は、中山間地域等（法第35条第1項に規定する中山間地域等をいう。）の多面的機能の確保を図るため、適切な土地利用の調整及び生産調整における地域内調整に配慮し、農業生産活動が持続的に行われるようにするための支援その他必要な施策を講ずるものとする。

第5節 農業に関する団体への支援

第22条 市は、農業に関する団体が基本理念の実現に資することができるように、その組織の効率化の支援その他農業に関する団体の健全な発展を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 上越市食料・農業・農村政策審議会

(設置)

第23条 食料、農業及び農村に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、食料、農業及び農村に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 農業者
- (2) 消費者
- (3) 事業者
- (4) 都市住民
- (5) 農業に関する団体の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者
- (8) 公募に応じた市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第25条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 用語解説

(1) 計画本編

(五十音順)

用語	掲載ページ	解説
あ		
青色申告		確定申告を行う際に、複式簿記等の方法により記帳する申告制度のこと。
空き家情報バンク		空き家の売却または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、空き家を利活用したい人に紹介する制度。
空き家定住促進利活用補助制度		空き家等の有効活用と、市外からの移住・定住者UIJターンを加速させるため、空き家等のリフォームにかかる費用の一部を補助する制度。
稲WCS (稲発酵粗飼料)		稲の実が成熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料。(WCSは、Whole Crop Silage の略)
インフラ		インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など、経済活動や社会生活を維持・発展させるための基盤構造。
か		
家族経営体		一世帯で事業を行う者。(農家が法人化した形態である一戸一法人を含む)
環境保全型農業		農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
狭隘道路		主に幅員 4m未満の道路。
供給熱量		国民に対して供給される総熱量。供給熱量は、流通段階も含めて廃棄された食品や食べ残された食品も含まれている。
業務用米		家庭用米とは異なる外食・中食業者向けに販売される米。
耕作放棄地		農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。
荒廃農地		現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

用語	掲載ページ	解説
さ		
資源循環型農業		畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。
収入保険		農業者の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格低下などによって売上が減少した場合に、その減少分の一部を補償する保険。
集落営農		集落内の全ての農家のうち、概ね過半数の農家が参加し、農業生産過程の一部または全部について共同で実施される生産活動。
上越野菜		「上越野菜」振興協議会が認定する伝統野菜(11品目)と特産野菜(5品目)の総称。(伝統野菜:高田シロウリ、仁野分しょうが、みょうが、頸城オクラ、オニゴショウ、ばなな南瓜、なます南瓜、曲がりねぎ、ずいき、とうな、ひとくちまくわ)(特産野菜:なす、オータムポエム、アスパラ菜、カリフラワー、えだまめ)
上越やまざと暮らし応援団		上越市の中山間地域に定住しようとする者及び地域住民に対して、中山間地域の振興とまちづくりの推進及び定住促進と定住者支援に関する事業を行い、中山間地域の集落維持、農業後継者増加に寄与することを目的とした団体。
食の外部化・簡便化		共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況や、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、総菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や市場の開拓等に進展が見られている動向の総称。
食品ロス		本来食べられるにも関わらず、廃棄されてしまう食品。
新規需要米		飼料用米、米粉用米(米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途)、稲発酵粗飼料用稲、醸造用米、輸出用米等
水田フル活用ビジョン		地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるもの。
スマート農業		ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

用語	掲載ページ	解説
た		
多面的機能支払制度		農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して、交付金を交付する制度。
地域おこし協力隊		都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域マネジメント組織		集落間での有機的な相互協力体制を築き、持続的・安定的な営農体制を構築していく組織。
地産地消		地域の農林水産物の利用を促進することにより、国産の農林水産物の消費を拡大する取組。
中山間地域等直接支払制度		中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等に対して交付金を交付する制度。
デジタルトランスフォーメーション(DX)		デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業のあり方、生活や働き方を変革すること。
デュアルライフ(二地域居住)		2つの地域(都市と地方)に拠点をもち、生活すること。
田園回帰		過疎地域において都市部から人の移住・定住の動きが活発化している現象。
特定農業用ため池		決壊した場合に下流に被害を及ぼすおそれがある防災重点ため池のうち、個人または水利組合等(行政機関以外)が所有するため池。
な		
中食		レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や総菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理加熱することなく)食べること。これら食品(日持ちしない食品)の総称としても用いられる。
日EU・EPA		日本と欧州連合(EU)との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された経済連携協定。 (EPAは、Economic Partnership Agreementの略)

用語	掲載ページ	解説
日米貿易協定		日本とアメリカとの間の物品貿易に関する協定。
担い手		認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営が位置付けられている。
日本型食生活		昭和 50 年代ごろの食生活のことで、ご飯を主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスの取れた食事のこと。
認定農業者		農業業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。
農業経営基盤強化準備金制度		経営所得安定対策等の交付金を有効活用して計画的に農業経営の基盤強化の取組を支援するため、税制上の特例措置制度。
農業振興地域制度		「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度。
農地集積率		農振農用地区域内の農地面積に占める認定農業者の経営面積の割合。
農地の集積・集約化		農地の「集積」とは、農地を所有し、または借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。 農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
農地転用許可制度		農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りながら、優良農地を確保して、農業生産力を維持するとともに農業経営の安定を図る「農地法」に基づく制度。
農地中間管理機構		農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、平成 26 年に創設された農地の中間的な受け皿。
農地中間管理事業		農地を貸したい農家(出し手)から、農地中間管理機構が中間的な受け皿となって借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手(受け手)に貸し付ける事業。
農福連携		障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
は		
半農半X		農業とやりたい仕事(X)を両立させる生き方。
人・農地プラン		集落・地域が抱える人と農地に関する問題の解決に向け、今後の地域農業のあり方などを話し合いにより決める地域農業の未来の設計図となるもの。

用語	掲載ページ	解説
フードバンク		包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず、市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに給付する活動及びその活動を行う団体。
フードマイレージ		食料の輸送距離という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした指標。
ふるさとワーキングホリデー		都市部に住む若者たちが、一定期間、地域に滞在し、働きながら、地域の人たちとの交流の場や学びの場などを通して、通常の旅行では味わえない、地方をまるごと体感してもらい、地域との関わりを深めてもらう取組。
防災重点ため池		決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。
防災重点農業用ため池		農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池。
や		
有利販売		出荷や価格など、生産者側の意向が反映できる販売方法。
優良農地		一団のまとまりある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地。

(アルファベット順)

用語	掲載ページ	解説
A		
ASF(アフリカ豚熱)		ASFウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病。
C		
CSF(豚熱)		豚(とん)コレラウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病。
CSR活動		収益を求めめるだけでなく、環境活動、ボランティア、寄付活動など、企業としての社会貢献の活動のこと。 (CSRは、Corporate Social Responsibilityの略)
G		
GAP(ギャップ)		農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。 (GAPIは、Good Agricultural Practiceの略)

用語	掲載ページ	解説
S		
SDGs (エスディーズ)		平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和 12 年を期限とする国際社会全体の開発目標。 (SDGsは、Sustainable Development Goals の略)
SNS		登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 (SNSは、Social Networking Service の略)
T		
TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)		オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムの合計 11 か国間で平成 29 年 11 月に大筋合意された経済連携協定。
U		
UIターン		大都市圏の移住者が地方に移住する動きの総称。(Uターンは出身地に戻る事。Iターンは出身地以外の地方へ移住すること。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。)

(2) 参考資料編

用語	解説
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前 1 年間の普段の主な状態が「仕事に従事していた者」
主業農家	農業所得が主(農家所得の 50%以上が農業所得)で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の 50%以上が農外所得)で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家
副業的農家	主業農家、準主業農家以外の農家(65 歳未満で農業従事 60 日以上の方がいない農家)
単一経営	主位部門の農産物販売金額が 8 割以上の経営体
複合経営	単一経営以外の経営体
販売農家	経営耕地面積が 30a以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家